28年以上	29年未満	401,200
29年以上	30年未満	402,900
30年以上	33年未満	408,000
33年以上	34年未満	409,600
34年以上	36年未満	410,600
36年以上	37年未満	411,700
37年以上		412,700
暫定再任用職員		275,300

別表第十二（第五条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
１年未満	２年未満	220,100
１年以上	２年未満	225,700
２年以上	３年未満	229,900
３年以上	４年未満	237,300
４年以上	５年未満	243,500
５年以上	６年未満	249,600
６年以上	８年未満	255,000
８年以上	９年未満	258,400
９年以上	10年未満	262,400
10年以上	11年未満	266,700
11年以上	12年未満	270,300
12年以上	13年未満	275,900
13年以上	14年未満	280,900
14年以上	15年未満	285,300
15年以上	16年未満	289,500
16年以上	17年未満	294,500
17年以上	18年未満	299,400
18年以上	19年未満	303,900
19年以上	20年未満	306,800
20年以上	21年未満	309,600
21年以上	22年未満	316,400
22年以上	23年未満	320,100
23年以上	24年未満	322,300
24年以上	25年未満	323,900
25年以上	26年未満	325,200
26年以上	27年未満	326,900
27年以上	28年未満	327,700
28年以上	29年未満	328,700

29年以上	30年未満	330,300
30年以上	31年未満	330,800
31年以上	32年未満	331,200
32年以上	33年未満	332,900
33年以上	36年未満	334,200
36年以上	37年未満	335,200
37年以上		335,900
暫定再任用職員		235,000

（くき地教育振興法施行規則の一部改正）

第二条　くき地教育振興法施行規則（昭和三十四年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一条を加える。

（指定の見直しに伴うくき地手当等の支給に関する暫定措置）

第二条　当分の間、特定日（一般職の職員の給与に関する法律附則第八項に規定する年齢を基準として条例で定める年齢に教職員が達した日後における最初の四月一日をいい、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項又は第二項の規定により同法第二十八条の二第一項の異動期間（同法第二十八の五第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第二十八条の二第一項の管理監督職を占める教職員については、同法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた日をいう。以下この条において同じ。）が施行日以後である教職員（特定日が施行日の翌日以後となる教職員については、特定日の前日において第十三条第二項の規定に基づくくき地手当の支給を受けている者に限る。）についての特定日以後の第十三条第二項の規定の適用については、同項中「くき地手当の月額（以下この項において「施行日以後のくき地手当の月額」という。）」とあるのは「くき地手当の月額」と、「施行日以後のくき地手当の月額が当該教職員に係る施行日前のくき地手当の月額」とあるのは「附則第二条第一項の特定日以後のくき地手当の月額が当該教職員に係る施行日前のくき地手当の月額（施行日の前日以前に他の職への降任等（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をいう。以下この条において同じ。）をされた教職員については、当該他の職への降任等の日の前日におけるくき地手当の月額又は施行日前のくき地手当の月額のいずれか多い額。以下この項において同じ。）の算定の基礎として用いられた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額を基礎として算定した額」と、「当該施行日前のくき地手当の月額」とあるのは「当該施行日前のくき地手当の月額の算定の基礎として用いられた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額を基礎として算定した額」とする。

２　当分の間、特定日が施行日以後である教職員についての特定日以後の第十三条第三項の規定の適用については、同項中「施行日の前日における給料」とあるのは、「施行日の前日（施行日の前日以前に他の職への降任等をされた教職員については、当該他の職への降任等の日の前日）における給料の月額に百分の七十を乗じて得た額」とする。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条中義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則別表第一から別表第十二までの改正規定は、公布の日から施行し、令和五年度分の教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担金から適用する。